別表七の二付表二の二　記載要領

1　この表は、連結親法人が震災特例法第23条（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）又は第24条（仮決算の連結中間申告による所得税額の還付）の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに記載し、その連結法人の法人名を「法人名」の欄のかつこの中に記載すること。

2　「各連結法人の個別震災損失金額の計算」の各欄については、東日本大震災に係る金額を記載し、その明細を別紙に記載して添付すること。

別表七の二付表二の記載要領第四号を同第五号とし、同第三号の次に次の一号を加える。

4　「個別所得金額仮計（別表四の二付表「47の①」）㉑」及び「個別所得金額（別表四の二付表「47の①」）－㉘　㉚」の各欄の記載に当たつては、震災特例法第23条第６項（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定の適用を受ける場合には、各連結法人の別表四の二付表「47の①」の外書の金額を「別表四の二付表「47の①」」の金額に加算して計算すること。

別表十三㈢の記載要領第１号中「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」を「震災特例法第19条から第21条まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）若しくは阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」に、「「震災特例法」を「この記載要領において「平成７年震災特例法」」に、「若しくは震災特例法」を「若しくは震災特例法第27条から第29条まで（連結法人の特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）若しくは平成７年震災特例法」に改め、同号㈡中「震災特例法」を「平成７年震災特例法」に改め、同号㈢を同号㈢の次に次のように加える。

㈡　震災特例法第19条から第21条までの規定の適用を受ける場合又は震災特例法第27条から第29条までの規定の適用を受ける場合　「×（0.8又は0.9）」を消すこと。

別表十三㈣の記載要領第三号中「第21条第２項」を「第20条第２項若しくは平成７年震災特例法第21条第２項」に、「第26条の６第３項」を「第28条第３項若しくは平成７年震災特例法第26条の６第３項」に改める。

別表十六㈠の記載要領第１号中「租税特別措置法」の次に「又は震災特例法」を加え、同第十号㈠中「、租税特別措置法」の次に「又は震災特例法」を加え、同号㈡に後段として次のように加える。

なお、震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合にあつては、同欄中「租税特別措置法」とあるのは、「震災特例法」として記載すること。

別表十六㈡の記載要領第１号中「租税特別措置法」の次に「又は震災特例法」を加え、同第九号㈠中「、租税特別措置法」の次に「又は震災特例法」を加え、同号㈡に後段として次のように加える。

なお、震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合にあつては、同欄中「租税特別措置法」とあるのは、「震災特例法」として記載すること。

別表十六㈢の記載要領第１号中「租税特別措置法」の次に「又は震災特例法」を加え、同第八号㈠中「、租税特別措置法」の次に「又は震災特例法」を加え、同号㈡に後段として次のように加える。

なお、震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合にあつては、同欄中「租税特別措置法」とあるのは、「震災特例法」として記載すること。

別表十六㈣の記載要領第１号中「租税特別措置法」の次に「又は震災特例法」を加え、同第七号㈠中「、租税特別措置法」の次に「又は震災特例法」を加え、同号㈡に後段として次のように加える。

なお、震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合にあつては、同欄中「租税特別措置法」とあるのは、「震災特例法」として記載すること。

別表十六㈤の記載要領第１号中「若しくは」を「（震災特例法第18条第４項（被災代替資産等の特別償却）の規定により同条第１項の規定を含むものとみなして適用する場合を含む。）若しくは」に、「この規定の適用を受ける場合に」を「震災特例法第26条第４項（連結法人の被災代替資産等の特別償却）の規定により同条第１項の規定を含むものとみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合に」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）別表の書式は、法人（法人税法第２条第８号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成二十三年三月十一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3　新規則別表六㈠及び別表六㈢の書式は、法人の平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

4　新規則別表六の二㈠及び別表六の二㈡の書式は、連結法人の連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項において同じ。）が平成二十三年四月一日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

告　示

○財務省告示第四十三号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（平成二十三年三月財務省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月二十七日　　財務大臣　野田　佳彦

前文中「から平成二十五年三月三十一日までの間に」を「以後に」に改める。

本文中「平成二十三年東北地方太平洋沖地震又は長野県北部の地震（平成二十三年三月十二日に発生した長野県北部を震源とする地震をいう。）による被災者の救援活動等」を「東日本大震災（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第二条第一項（定義）に規定する東日本大震災をいう。次号において同じ。）の被災者に対する救援又は生活再建の支援を行う活動（次号において「被災者支援活動」という。）」に改め、「寄附金」の下に「（平成二十三年三月十一日から平成二十五年三月三十一日までの間に支出されたものに限る。）」を加え、本文を第一号とし、本文に次の一号を加える。

二　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第三項（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例）に規定する認定特定非営利活動法人である法人の東日本大震災の被災者支援活動（相当の対価又は助成金を得て行われる活動を除く。以下この号において同じ。）に特に必要となる費用（ホにおいて「必要費用」という。）に充てるために当該法人に対してされる寄附金であつて、当該法人が当該寄附金の募集につき次に掲げる要件を満たすことについて主たる事務所の所在地の所轄国税局長の確認を受けた日の翌日から平成二十五年十二月三十一日までの間に支出されたものの全額

イ　当該法人が当該被災者支援活動を自ら行うために、当該寄附金の募集を行うことについて相当の理由があること。

ロ　募集要綱（寄附金の使途並びに募集の方法及び期間並びに募集した寄附金の管理の方法を明らかにした書面をいう。）に記載された事項についてインターネットの利用その他適切な方法により公表すること。